

★セルフメディケーション税制とは☆

日ごろから適切に健康管理を行っている人が、特定の成分を含む市販薬を購入した場合に、所得控除が受けられる制度です。

☆対象となる期間★

平成 29 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日（平成 29 年分の確定申告から適用）

★確定申告対象者☆

確定申告をするためには、以下の 3 つの条件全てに該当する必要があります。

- ・ 所得税、住民税を納めている。
- ・ 制度の対象となるスイッチ OTC 医薬品の年間購入額（1～12 月）が生計を一にする配偶者その他の親族の分も含め 12,000 円を超えている。（上限:88,000 円）
- ・ 特定健康診査、予防接種、定期健康診断（事業主健診）、健康診査、がん検診のいずれかを受けている。

☆対象となる医薬品★

処方箋が必要な医薬品のうち、市販薬として購入できるようになったもの。対象となる医薬品の多くはパッケージに識別マークを提示しています。領収書（レシート）にも税制の対象品目であることが分かるように表示されています。購入時にご確認ください。

★その他☆

- ・ 従来の医療費控除制度と同時にこの制度を利用することはできません。
- ・ 確定申告には購入した時の領収書（レシート）や健診、予防接種などを受けたことがわかる書類が必要になります。大切に保管しておきましょう。

※詳しくは、住所地を管轄する税務署へお問い合わせください。